

役員等の報酬および費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ご縁会（以下「法人」という。）の役員および評議員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 法人の役員等に対して報酬を支給しない。ただし、勤務の状況により支給基準一覧に基づき支給する事がある。

2 前項の報酬の額は月額上限15万円までとする。

(支給日)

第3条 役員等の報酬は、毎月10日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

(費用弁償)

第4条 役員等が、理事会や評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 理事会、評議員会、その他の会議に出席する場合（法人理事長及び職員を除く）5,000円までとする。

(2) 法人の業務のため旅行する場合 旅費および宿泊を伴う場合の宿泊代

(改正)

第5条 この規程の改正については、理事会の議決を要する。

付 則

この規程は平成21年5月23日から施行する。

この規程は平成24年6月1日から施行する。

この規程は平成28年12月22日から施行する。

この規程は平成29年4月1日から施行する。

この規程は平成30年3月27日から施行する。